

八代市国民保護計画

令和5年度

八 代 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	19
1	武力攻撃事態	19
2	緊急対処事態	22
第2編	平素からの備えや予防	24
第1章	組織・体制の整備等	25
第1	市における組織・体制の整備	25
1	市の各部等における平素の業務	25
2	市職員の参集基準等	27
3	消防機関の体制	28
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	29
第2	関係機関との連携体制の整備	30
1	基本的考え方	30
2	県との連携	30
3	近接市町村との連携	31
4	指定公共機関等との連携	31
5	ボランティア団体等に対する支援	32
第3	通信の確保	33
第4	情報収集・提供等の体制整備	34
1	基本的考え方	34
2	警報等の伝達に必要な準備	35
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	36
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	37
第5	研修及び訓練	38
1	研修	38
2	訓練	38
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	40
1	避難に関する基本的事項	40
2	避難実施要領のパターンの作成	41
3	救援に関する基本的事項	41
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	41
5	避難施設の指定への協力	42

6	生活関連等施設の把握等.....	42
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	44
1	市における備蓄.....	44
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	44
第4章	国民保護に関する啓発.....	46
1	国民保護措置に関する啓発.....	46
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	46
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	47
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....	48
1	緊急事態連絡本部の設置及び初動措置.....	48
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	53
第2章	市対策本部の設置等.....	54
1	市対策本部の設置.....	54
2	通信の確保.....	66
第3章	関係機関相互の連携.....	67
1	国の武力攻撃事態等対策本部及び県の対策本部との連携.....	67
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	67
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	68
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託.....	68
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	69
6	市の行う応援等.....	69
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	69
8	住民への協力要請.....	70
第4章	警報及び避難の指示等.....	71
第1	警報の伝達等.....	71
1	警報の内容の伝達等.....	71
2	警報の内容の伝達方法.....	72
3	緊急通報の伝達及び通知.....	72
第2	避難住民の誘導等.....	73
1	避難の指示の通知・伝達.....	73
2	避難実施要領の策定.....	74
3	避難住民の誘導.....	78
第5章	救援.....	84
1	救援の実施.....	84
2	関係機関との連携.....	84
3	救援の内容.....	85
第6章	安否情報の収集・提供.....	88
1	安否情報の収集.....	88
2	県に対する報告.....	89
3	安否情報の照会に対する回答.....	89
4	日本赤十字社に対する協力.....	90

第7章	武力攻撃災害への対処	91
第1	武力攻撃災害への対処	91
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	91
2	武力攻撃災害の兆候の通報	91
第2	応急措置等	92
1	退避の指示	92
2	警戒区域の設定	93
3	応急公用負担等	94
4	消防に関する措置等	94
第3	生活関連等施設における災害への対処等	99
1	生活関連等施設の安全確保	99
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	99
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	100
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	101
1	武力攻撃原子力災害への対処	101
2	NBC攻撃による災害への対処	102
第8章	被災情報の収集及び報告	105
第9章	保健衛生の確保その他の措置	106
1	保健衛生の確保	106
2	廃棄物の処理	107
第10章	市民生活の安定に関する措置	108
1	生活関連物資等の価格安定	108
2	避難住民等の生活安定等	108
3	生活基盤等の確保	109
第11章	特殊標章等の交付及び管理	110
第4編	復旧等	112
第1章	応急の復旧	113
1	基本的考え方	113
2	公共的施設の応急の復旧	113
第2章	武力攻撃災害の復旧	114
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	115
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	115
2	損失補償及び損害補償	115
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	115
第5編	緊急処理事態への対処	116
1	緊急処理事態	117
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	117
資料編		118
(参考)	八代市国民保護計画用語集	126
(参考)	関係機関連絡先	129

第1編 総論

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び熊本県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、八代市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に照らし、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、八代市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、計画を変更したときは、速やかに、これを市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に照らして、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

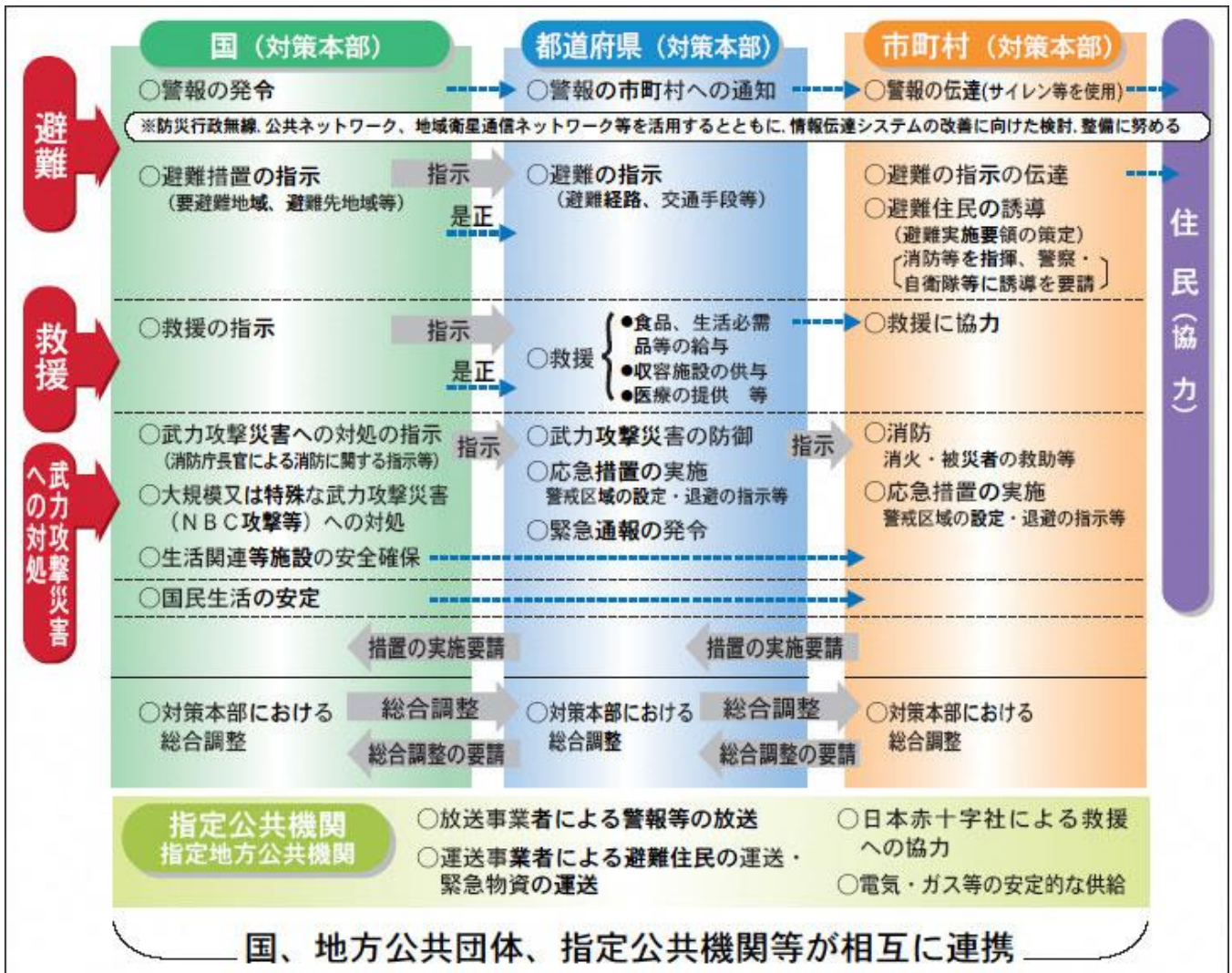
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることに照らし、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における国、県、市等の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の市民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
福岡防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
熊本労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
医療機関及び医療関係機関	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、九州の中央に位置し、東西 50 km、南北 25 km で、約 680 km² の面積を有しており、総面積の約 30% が平坦地、70% が山間地となっている。西は八代海に臨み、北は八代郡氷川町、宇城市、下益城郡美里町及び上益城郡山都町、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡 4 村及び葦北郡芦北町に接しているため、武力攻撃事態等において、他市町村へ避難する場合には、これらの市町村との調整が必要であるとともに、九州のどの地域で武力攻撃事態等が発生しても、本市に避難してくる事態も考えられる。

本市の全体的な地勢は、宇城市松橋町から八代市日奈久地区に走る日奈久断層崖によって、西の八代平野と東の山地に区分され、八代海に沿って平野部、山地部が縦方向にそれぞれ広がりを見せている。一級河川である球磨川、二級河川である氷川が、東側の山地部から平野部を横断して西側の八代海に流下している。

西側の平野部には、球磨川及び氷川の流下した土砂が堆積してできた扇状地式三角州を基部として干拓事業により形成された八代平野があり、市街地及び田園地域を構成している。

住宅地は、この市街地及び田園地域と、農林業を中心とする中山間地域、平坦部と中山間地域の中間的な領域での麓沿いの集落を含む里山地域により構成されている。

東側の山地部は、泉町の国見岳を最高峰(1,739m)として、九州山地の脊梁地帯を形成し、西に低く、谷は狭くて深くなっている。

(2) 気候

本市の気候は、八代海に面しているため、年平均気温が 16.8℃ と概して温暖であるが、夏と冬の寒暖の差が大きく、1月の最低気温の平年値は、2.0℃ に対し、8月の最高気温の平年値は、32.6℃ となっている。

本市の東部は内陸性気候であるため、特に夏と冬の寒暖差が大きく、冬季の山間地においては、積雪があることから、避難に当たっては、積雪時の対応について留意する必要がある。

雨量は、年間平均降水量が 1979.0 mm であり、特に梅雨時期に降水量は集中しており、6月～7月の2ヶ月間で年間降水量の約4割を占めている。※1

【P15 表－1 月別の気温及び降水量】

※1 気象データは、熊本地方気象台八代観測所における昭和56年～平成22年の平年値

(3) 人口分布

本市の総人口は、122,625 人※₁であるが、旧八代市、千丁町及び鏡町が連たん地域 116,607 人であり、この平野部への一極集中が顕著となっており、特に山間部においては過疎化が急速に進んでいる。

また、65 歳以上の高齢者人口は 42,668 人で総人口に占める割合は 34.8%、中でも 75 歳以上の後期高齢者人口は 23,039 人で総人口に占める割合は 18.8%であり、平成 18 年は、それぞれ 25.5%、12.4%であったことに比べ高齢化が進んでいる。

さらに、旧 6 市町村別の人口を見てみると、旧坂本村、東陽村及び泉村が過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受けており、他地域も一貫して減少傾向にある。65 歳以上の高齢者比率を見ても、坂本町 63.2%、泉町 57.6%となっており、50%を超えている。一方で、世帯数は増加傾向にあり、少子高齢化の進展とともに急速な核家族化による独居老人の増加が懸念される。

これらのことから、住民の避難に当たっては、八代市中心地域が要避難地域となる場合においては、大規模な避難が予想されることから、避難経路の確保や搬送方法等について留意する必要がある。また、過疎化と高齢化が同時に進む地域においては、避難誘導を行う者や介護者等の確保等の要支援者対策についての問題が想定される。

【P16・17 表-2 校区別人口、年齢構成及び人口密度】

(4) 水資源(豊富な地下水)

平野部では、地下水を水源とする上水道事業(給水人口 40,665 人)、氷川を水源とする八代生活環境事務組合が実施する上水道事業(給水人口 17,921 人)、山間部においては氷川、中小河川、地下水を水源とする簡易水道事業等(給水人口 4,211 人)が行われている。それ以外の多くは井戸水・湧水等を使用している。表流水を水源とする簡易水道の給水人口以外の水源はすべて地下水と仮定すると、地下水依存率は約 80%と推定される。

このため、主に河川水や湖沼水を浄水して生活用水に利用する他県と比較して、季節変動の少ない安定的な水の確保が可能であり、これらの地域では、大規模な浄水場などを設置する必要がないことから、外部からの攻撃等に対する安全性は高いと考えられる。

しかしながら、揚水施設、配水施設等拠点施設が被害を受けた場合の影響は重大であり、施設の保全に留意する必要がある。

※1 令和 4 年 12 月 31 日現在 住民登録人口

(5) 道路の位置等

道路は、市の西部を南北に縦断して高速道路(九州縦貫自動車道)及び国道3号が北は福岡県、南は鹿児島県に繋がっている。また、八代・人吉・宮崎を結ぶ国道219号、県北・県南を結ぶ443号、445号が縦横に走っている。

これら以外にも、本市と県内の主要地点間を結ぶ主要地方道が6路線、一般県道21路線が市内を縦横に走っており、さらに、市内の集落間を結ぶ市道や、山間部における生活道路である林道・農道がある。※1

山間部においては、幹線道路が少なく、林道・農道は地形上、急勾配、急カーブの箇所が多いため、これらの道路が被害を受けた場合、孤立する集落が出てくる可能性がある。このため、孤立した場合の避難経路を確保しておく必要がある。

【P18 図-2 八代市総合管内図】

(6) 鉄道、港湾の位置等

本市の道路以外の交通施設は、以下のとおりである。

① 鉄道

事業主	路線名等	区 間
九州旅客鉄道(株)	鹿児島本線	門司港駅(北九州市)～八代駅(八代市)、川内駅(鹿児島県薩摩川内市)～鹿児島駅(鹿児島市)
	九州新幹線	博多駅(福岡市)～新八代駅(八代市)～鹿児島中央駅(鹿児島市)
	肥薩線	八代駅(八代市)～隼人駅(鹿児島県霧島市)
肥薩おれんじ鉄道(株)	肥薩おれんじ鉄道線	八代駅(八代市)～川内駅(鹿児島県薩摩川内市)

※1 「県南広域本部災害時迂回路マップ」(熊本県県南広域本部土木部)平成28年3月より

② 港 湾

名称(種類)	所在地	管理者	主な港湾施設
八代港 (重要港湾)	八代市新港町 及び港町	熊本県	(外港地区) -14m岸壁：1 バース(55,000t 級) -12m岸壁：1 バース(30,000t 級) -10m岸壁：1 バース(クルーズ船) ※延長 300m のうち 180m 耐震強化岸壁 4 バース(15,000t 級) -9m岸壁：1 バース(8,000t 級) -7.5m岸壁：2 バース(5,000t 級) (内港地区) -7.5m岸壁：2 バース(5,000t 級) -5.5m岸壁：8 バース(2,000t 級) -4.5m岸壁：9 バース(700t 級) -4.5m岸壁：1 バース(フェリー) 野積場・荷捌地：626,931 m ²
日奈久港 (地方港湾)	八代市日奈久中町	八代市	-2.0m 物揚場 579m 浮棧橋 269m 船揚場 112m
鏡 港 (地方港湾)	八代市鏡町	八代市	-1.0m 物揚場 311m 浮棧橋 194m 船揚場 15m 野積場 5,279 m ²

【P18 図-2 八代市総合管内図】

(7) 消防力

本市の消防力は、八代広域行政事務組合消防本部(以下「消防本部」という。)
・消防団 73 個分
団 2,037 人^{※1}、自主防災組織 221 組織^{※2}、結成率は約 87.98%^{※3}となっている。

特に、日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得し、かつ、地域の状況を把握した消防団員が多数存在することは、地域の消防・防災力の高さに繋がっている。

※1 八代市危機管理課調 令和5年4月1日現在

※2・3 八代市危機管理課調 令和5年3月末現在

(8) 石油コンビナート等特別防災区域等

本市の石油コンビナート等特別防災区域※₁としては、八代港大島地区に八代特別防災区域があるが、石油の貯蔵・取扱量は約10万キロリットル※₂となっている。

また、本市には原子力発電所は存在しないが、近隣県である佐賀県玄海町に九州電力(株)玄海原子力発電所、鹿児島県薩摩川内市に九州電力(株)川内原子力発電所が所在する。

(9) 医療体制の現状※₃

熊本県は、人口10万人あたりの医療施設数、病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が1961.8床で全国第3位、一般診療所が286.2床で全国第3位となっている。本市においては、病院が2,304床、一般診療所が475床となっている。

また、熊本県における人口10万人当たりの医師数、保健師、看護師及び準看護師数についても全国平均を上回っており、中でも医師数は、294.8人で全国11位、就業看護師数は、1244.4人で全国第5位、就業準看護師数は、563.5人で全国第4位である。本市においては、医師数307人、保健師数56人、看護師数1,835人、準看護師数804人となっている。

(10) 観光客への対応

本市を訪れる観光客は、年間2,534,812人、うち、宿泊客が302,841人である。

中でも県外からの観光客は347,499人、宿泊客でも218,369人となっている。また、外国からの観光客も4,533人となっている。※₄

これらの観光客は、そのほとんどが地域の地理に不案内であり、周辺住民ともつながりがないと考えられ、外国からの観光客については、言葉や習慣の違い等もあることから、避難誘導等の表示や手法に留意することが必要である。

※1 石油コンビナート等災害防止法第2条第2号で定める区域

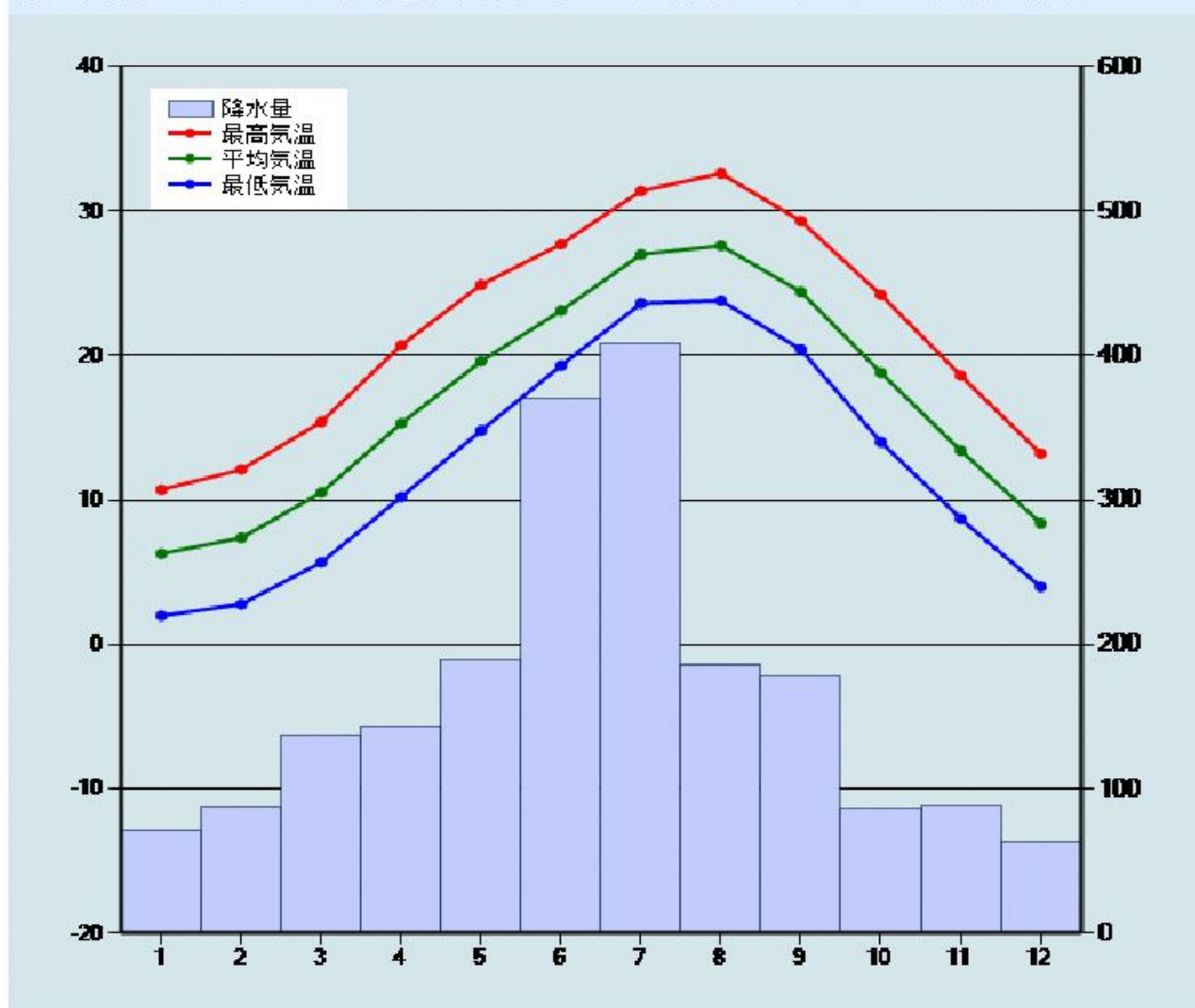
※2 「令和4年度熊本県石油コンビナート等防災計画」(熊本県石油コンビナート等防災本部)

※3 平成30年度熊本県国民保護計画、八代市統計年鑑平成30年度版

※4 八代市観光・クルーズ振興課調 平成30年度

月別の気温及び降水量

熊本県八代の気温と降水量の平年値のグラフ(雨温図)



八代 年平均気温:16.8℃ 年降水量:1979.0 mm 統計期間:1981~2010

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	10.7	12.1	15.4	20.7	24.9	27.7	31.4	32.6	29.3	24.2	18.6	13.2
平均気温(°C)	6.3	7.4	10.5	15.3	19.6	23.1	27.0	27.6	24.4	18.8	13.4	8.4
最低気温(°C)	2.0	2.8	5.7	10.2	14.8	19.3	23.6	23.8	20.4	14.0	8.7	4.0
降水量(mm)	71.5	87.2	137.1	142.8	189.3	369.7	408.5	186.3	178.0	85.9	89.3	63.2

校区別人口、年齢構成及び人口密度
令和4年12月31日現在 住民登録人口

表－2

行政町(大字)名	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
代陽校区	256	322	361	362	348	316	326	425	449	574	572	488
八代校区	107	151	204	224	237	199	173	229	283	344	343	318
太田郷校区	558	699	691	657	641	720	778	867	895	970	969	949
植柳校区	139	176	204	204	172	151	186	211	226	303	281	283
麦島校区	239	346	344	350	308	253	315	380	462	487	511	443
松高校区	410	550	634	605	471	473	502	596	709	776	739	704
八千把校区	693	772	739	751	762	761	802	981	960	1122	1039	1037
高田校区	268	324	307	324	363	378	374	387	450	535	542	565
金剛校区	126	187	213	226	253	239	193	266	263	297	332	299
郡築校区	129	136	167	176	370	446	392	247	260	254	220	248
昭和校区	35	33	37	47	128	79	71	64	62	69	64	75
宮地校区	101	131	144	103	104	117	114	161	180	226	169	184
龍峯校区	38	47	54	68	41	47	45	65	75	67	85	92
日奈久校区	32	44	63	66	63	43	51	73	92	111	119	133
二見校区	15	21	23	29	43	33	34	43	41	67	72	102
小計	3146	3939	4185	4192	4304	4255	4356	4995	5407	6202	6057	5920
坂本校区	11	23	33	44	54	52	46	62	61	80	109	149
千丁校区	306	386	371	342	265	291	358	438	429	468	459	446
鏡校区	430	620	648	595	600	582	603	696	805	819	789	874
東陽校区	39	46	65	56	69	51	36	65	73	89	86	140
泉校区	10	18	36	47	34	20	27	42	45	62	78	110
市合計	3942	5032	5338	5276	5326	5251	5426	6298	6820	7720	7578	7639

行政町(大字)名	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	総数		
代陽校区	446	502	621	433	348	304	168	41	10	7672		
八代校区	331	409	429	304	246	206	112	31	0	4880		
太田郷校区	1056	996	1141	850	699	620	315	96	13	15180		
植柳校区	292	363	373	317	248	195	91	28	3	4446		
麦島校区	466	579	658	505	403	305	149	39	6	7548		
松高校区	737	741	903	604	488	352	150	58	2	11204		
八千把校区	990	990	1175	841	705	512	226	66	15	15939		
高田校区	593	683	820	521	420	343	169	47	3	8416		
金剛校区	358	453	482	339	288	271	135	56	8	5284		
郡築校区	300	338	370	243	217	193	114	27	3	4850		
昭和校区	85	65	94	56	74	57	15	5	0	1215		
宮地校区	222	261	304	231	203	147	83	21	2	3208		
龍峯校区	129	160	160	103	95	90	62	21	1	1545		
日奈久校区	161	242	297	250	232	183	92	42	4	2393		
二見校区	136	155	203	127	110	101	76	19	5	1455	面積(d)	人口密度 (総数/d)
小計	6302	6937	8030	5724	4776	3879	1957	597	75	95235	146.71	649.1
坂本校区	231	269	363	237	257	282	170	60	3	2596	162.82	15.9
千丁校区	495	505	556	396	348	257	157	54	8	7335	11.82	620.6
鏡校区	977	1046	1212	876	760	645	348	99	13	14037	28.24	497.1
東陽校区	165	200	183	136	177	129	63	16	6	1890	64.56	29.3
泉校区	121	157	191	156	160	134	61	22	1	1532	266.59	5.7
市合計	8291	9114	10535	7525	6478	5326	2756	848	106	122625		

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

① 着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊を上陸又は着陸させることになるが、そのような武力攻撃事態をいう。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を密かに潜入させ、政経中枢やライフラインの破壊等、同時多発的に、あるいは作戦目標を達成するまで反復して隠密・奇襲的な攻撃を行うような攻撃事態をいう。

③ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、主にロケットエンジンで推進し、発射後大気圏の高層や宇宙空間まで上昇し、ロケットが燃え尽きた後はそのまま慣性で飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達する兵器であるが、核・生物・化学兵器と組み合わせて使用された場合、深刻な被害をもたらす可能性のある攻撃事態をいう。

④ 航空攻撃

航空機からの爆弾投下やロケット弾等による攻撃により、特定の意図を達成するため行われる航空機による攻撃事態をいう。航空攻撃はその意図を達成するまで反復して行われることも考えられる。

(2) 基本指針に示されている類型毎の特徴

① 着上陸侵攻の場合

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば近隣の原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、爆薬と放射性物質を組み合わせた放射能爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を弾着前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃の場合

○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。

また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(3) 基本指針に示されたNBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

○ 核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能を持った灰(放射性降下物)からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分

される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、しだいに風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

- 放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的に熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
- 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染(熊本県地域防災計画(一般災害対策編・原子力災害対策計画)の簡易除染をいう。以下同じ。)その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

② 生物兵器

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

近隣県の原子力発電所の破壊、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊

(被害の概要)

ア 近隣県の原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害

- 大量の放射性物質等が放出され、本県住民にも被ばくが及ぶ。
- 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油及び可燃性ガスの貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

- 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

- 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムが破壊された場合の被害

- ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(被害の概要)

- 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(被害の概要)

ア 放射性物質等

- ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤(毒素を含む。)による攻撃

- 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

弾道ミサイル等の飛来

(被害の概要)

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

○ 市の各部等における平素の業務

部局名	平素の業務
市長公室	1 広報に関すること。 2 職員管理に関すること。 3 外国人対応に関すること。
総務企画部	1 市国民保護協議会の運営に関すること。 2 市国民保護対策本部に関すること。 3 避難実施要領の策定に関すること。 4 住民の避難誘導に関すること。 5 避難施設の運営体制の整備に関すること。 6 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。 7 物資及び資材の備蓄等に関すること。 8 国民保護措置に係る訓練に関すること。 9 安否情報の収集体制の整備に関すること。 10 特殊標章等の交付及び使用許可に関すること。 11 各部課かい、関係機関等との連絡調整に関すること。 12 国民保護に関する自衛隊、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制の整備に関すること。 13 国民保護の普及啓発に関すること。 14 国民保護に関する相互応援協定に関すること。 15 生活関連等施設の安全確保に関すること。 16 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止に関すること。 17 自主防災組織の結成促進に関すること。 18 防災行政情報通信システムの整備に関すること。

	<p>19 避難住民等の輸送能力（鉄道、バス、航空機、船舶）の把握体制の整備に関すること。</p> <p>20 その他他部に属さない業務に関すること。</p>
財務部	<p>1 国民保護に関する経費の取りまとめに関すること。</p>
市民環境部	<p>1 廃棄物処理体制の整備に関すること。</p> <p>2 し尿処理体制の整備に関すること。</p> <p>3 遺体の処理及び埋葬・火葬の体制整備に関すること。</p>
健康福祉部	<p>1 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</p> <p>2 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</p> <p>3 ボランティアに関する社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p>
経済文化交流部	<p>1 避難住民輸送のための港湾(八代港)の使用に関すること。</p> <p>2 救援に係る食料及び生活必需品の確保体制整備に関すること。</p>
農林水産部	<p>1 避難住民輸送のための漁港の使用に関すること。</p> <p>2 救援に係る食料の確保及び調達の体制整備に関すること。</p>
建設部	<p>1 武力攻撃災害の応急復旧体制の整備に関すること。</p> <p>2 避難住民輸送のための日奈久港及び鏡港の使用に関すること。</p>
教育委員会	<p>1 児童生徒の避難救援体制の整備に関すること。</p>
水道局	<p>1 応急給水体制の整備に関すること。</p>

○ 八代市消防団における平素の業務

消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む。) ・住民の避難誘導に関すること。
-----	---

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。この場合において、防災行政情報通信システムを用いて、消防本部より迅速に住民への初動連絡ができるよう、努めるものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	設 置 基 準	参 集 基 準
①国民保護担当課体制	①武力攻撃等に関する情報があり、情報収集、伝達等の対応が必要な場合 ②その他危機管理課長が設置の必要があると認めた場合	危機管理課職員が参集
②緊急事態連絡本部体制	①国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国の武力攻撃事態等対策本部長から警報が発令された場合 ②現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ③その他市長が緊急事態連絡本部の設置の必要があると認めた場合	原則として、国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制 (緊急対処事態対策本部)	①国から国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、Eメール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、八代市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めることとされている。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実強化・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実強化・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、国民保護措置についての訓練や研修等への消防団の参加を促し、団員の資質の向上を図る。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	事 項	担当課かい	
損失補償(法第159条第1項)	救援のための特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	危機管理課	
	救援のための特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	危機管理課	
	避難住民等に収容施設を供与するための土地等の使用に関する事。 (法第82条)	危機管理課	
	武力攻撃災害への対処のための応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	危機管理課	
損害補償(法第160条第1項)	国民への協力要請によるもの	避難住民の誘導及び復帰に必要な援助についての協力要請に関する事。 (法第70条第1・3項)	危機管理課
		救援に必要な援助についての協力要請に関する事。 (法第80条第1項)	危機管理課
		消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助についての協力要請に関する事。 (法第115条第1項)	危機管理課
		住民の健康の保持・環境衛生の確保に必要な援助についての協力要請に関する事。 (法第123条第1項)	危機管理課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		当該行政処分等を行った課かい	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)			

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先、担当部署等(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

また、県、県警察等と連携し、八代港等における不審者情報等の通報体制の整備に努めるものとする。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、県を通じて消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において日本赤十字社熊本県支部八代市地域奉仕団、一般のボランティア等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し、又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム(E-m-n-e-t)、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)及び防災行政情報通信システムを中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・提供体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政情報通信システム、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。

(2) 防災行政情報通信システムの整備

ア. 情報配信システム

市は、防災行政情報通信システムを整備し、屋外拡声子局、防災アプリ、メール、固定電話、FAX、戸別受信機、SNS等を用いて、市民に防災情報等の提供を行っている。また、市は、これらの利用を促進するため、さらに周知活動を行う。

イ. 災害時支援システム

市は、発災時の配備体制の状況確認を行うとともに、監視カメラによる被害状況や道路の被害情報等を地図上で確認する。

ウ. 映像表示制御システム

市は、各支所及び消防本部に設置したテレビ会議システム等により、災害時に迅速な情報共有を行う。

(3) 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)を整備する。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うため、区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し、又は居住する施設について、連絡先を把握し、警報の伝達方法等を定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報の種類は、以下のとおりであり、市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号(P119に掲載)及び様式第2号(P120に掲載)により、安否情報を収集し、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき安否情報】

- 1 避難した住民・負傷した住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
 - ⑧ 負傷(疾病)の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの希望の有無
 - ⑬ 知人からの照会に対して①、⑦、⑧の項目を回答することの希望の有無
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの同意の有無
- 2 死亡した住民
(上記①～⑦に加えて)
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して①～⑩の項目を回答することの同意の有無

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、各学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を行い、担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

さらに、市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防本部、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

※【熊本県の国民保護のホームページ】

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/152068.html>

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難指示等の内容の伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会・自主防災会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し、又は居住する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について協議する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網図、避難施設、避難行動要支援者名簿のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、予め避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に照らし、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

なお、避難実施要領のパターンの作成に当たっては、関係機関と連携して、道路、鉄道、港湾等住民の避難のためのあらゆる経路を想定しておくものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(2) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に備えて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市内の運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部
	2号	ガス工作物	経済産業省	総務部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	総務部
	6号	放送用無線設備	総務省	総務部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	総務部 農林水産部 土木部 企業局
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	総務部
	4号	高压ガス	経済産業省	総務部
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	総務部
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語、やさしい日本語などを使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する知識の住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生する、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、これらの事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性から、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

① 設置基準

市長は、以下の設置基準に該当する場合は、的確かつ迅速に初動体制を確保するため八代市緊急事態連絡本部(以下「市連絡本部」という。)を設置する。

ア 国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国の対策本部長から警報が発令された場合

イ 現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合

ウ その他市長が市連絡本部の設置の必要があると認めた場合

② 市連絡本部の本部員及び市連絡本部職員等の参集

危機管理課長は、市連絡本部の本部員(以下「市連絡本部員」という。)、市連絡本部職員等に対し、市連絡本部に参集するよう連絡する。

③ 市連絡本部の開設

危機管理課長は、市役所本庁舎に市連絡本部を開設するとともに、市連絡本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることができるように、通信手段の状態を確認)。

また、危機管理課長は、直ちに、県及び市長の指定した関係機関に対して、市連絡本部を設置した旨を通知する。

(2) 市連絡本部の組織構成及び機能

- ① 市連絡本部の本部長(以下「市連絡本部長」という。)は、市長をもって充て市連絡本部の事務を総括する。
- ② 市連絡本部の副本部長は、副市長をもって充て、市連絡本部長を助け、市連絡本部の事務を整理する。
- ③ 市連絡本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、市長公室長、各部長、議会事務局長、危機管理監、水道局長、消防長、消防団長をもって充て、その所掌事務に係る国民保護措置を実施し、所属職員を指揮監督する。
- ④ 市連絡本部長は、市連絡本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市連絡本部の会議を招集する。
- ⑤ 市連絡本部に本部室を置き、本部室長は、危機管理監をもって充て、本部室を統括する。本部室次長は、危機管理課長及び防災対策監をもって充て、本部室長を補佐する。

本部室は、主として次に掲げる事務を処理する。

ア 国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項

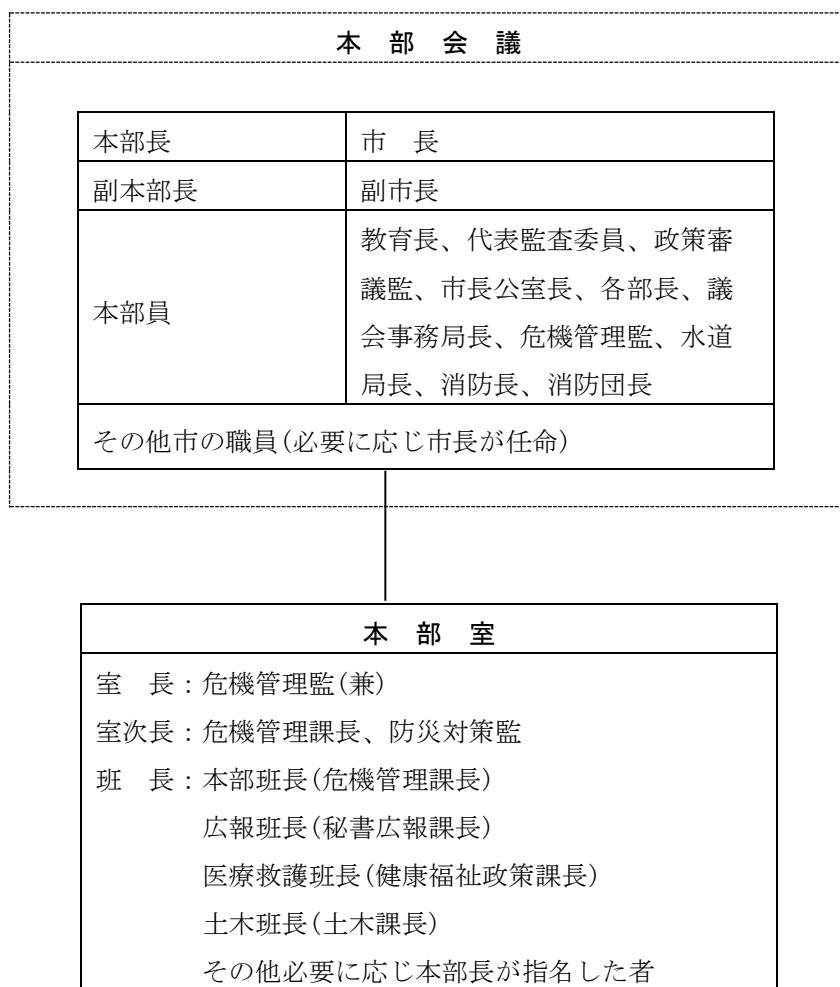
イ 情報の収集、分析及び伝達に関する事項

ウ 警報の内容の伝達、退避の指示等に関する事項

本部室に班を置き、各班の行う事務については、別表のとおりとする。

注)国民保護法は、国において武力攻撃事態等が認定された後で適用されることから、本部室において行う事務のうち、国民保護法に基づくものは武力攻撃事態等の認定後に行う。

⑥ 市連絡本部の組織は以下のとおりとする。



注1) 本部長の代理者は、地方自治法第152条第1項、八代市長職務代理者規則及び八代市副市長の事務分担等に関する規則で定める順序によるものとする。

注2) 消防長にあつては、状況により代行の者が出席するものとする。

注3) 消防本部は、必要に応じて本部室に要員を派遣し、市との連絡調整に当たらせるものとする。

別表

本部室における各班の事務

班	分掌事務
本部班 (危機管理課) (企画政策課) (デジタル推進課)	1 国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事。 2 関係機関への連絡員の派遣に関する事。 3 市連絡本部の設置及び運営に関する事。 4 情報の収集及び分析に関する事。 5 警報の内容の伝達に関する事。 6 避難の指示及び避難住民の誘導に関する事。 7 退避の指示に関する事。 8 警戒区域の設定に関する事。 9 被災情報の収集に関する事。 10 退避に関する対応状況の把握に関する事。 11 各部に対する市連絡本部長の指示事項の伝達に関する事。 12 その他市連絡本部長の指示する事項に関する事。
広報班 (秘書広報課)	1 国民保護に係る広報に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。
医療救護班 (健康福祉政策課) (国保ねんきん課)	1 救護に関する情報収集に関する事。
土木班 (土木課)	1 道路状況の把握に関する事。 2 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事。

(3) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、武力攻撃事態等において、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(4) 市長は、以下の廃止基準に該当する場合は、市連絡本部を廃止する。

- ア 警報が解除された場合
- イ 市対策本部が設置された場合
- ウ 前各号に掲げるもののほか、市長が市連絡本部を廃止することが適当と認めた場合

(5) 初動措置の確保

市は、市連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされたが、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(6) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

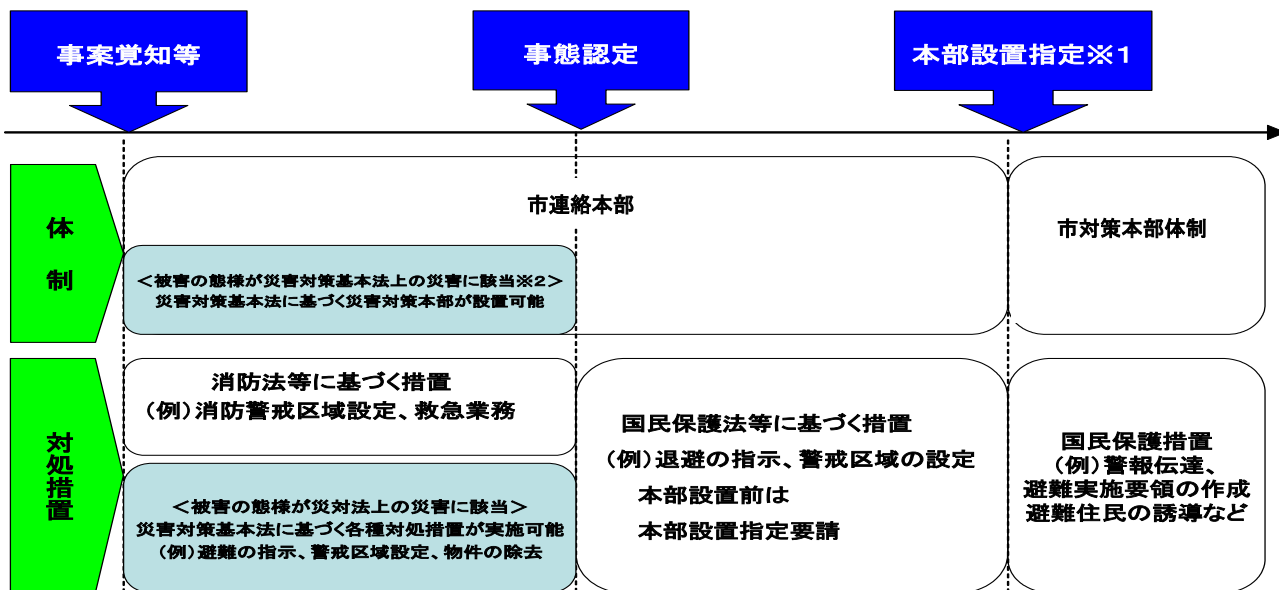
(7) 対策本部への移行に要する調整

市連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市連絡本部は廃止する。

(8) 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課かいに対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ、又は、市連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する(※事前に市連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

危機管理監は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の設置

危機管理監は、市役所に市対策本部を設置するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

また、危機管理監は、直ちに、市長の指定した関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。

- 千丁支所
- 鏡支所
- 熊本県県南広域本部

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等(再掲)

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

- ① 市対策本部の本部長(以下「市対策本部長」という。)は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括する。
- ② 市対策本部の副本部長(以下「市対策副本部長」という。)は、副市長をもって充て、市対策本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。
- ③ 市対策本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、各部長、議会事務局長、危機管理監、水道局長、消防長、消防団長をもって充て、その所掌事務に係る国民保護措置を実施し、所属職員を指揮監督する。
- ④ 市対策本部長は、市対策本部における国民保護措置に関する情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市対策本部の会議を招集する。

市対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させるものとする。

- ⑤ 市対策本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に次に掲げる部を置く。

総合対策部、総務企画対策部、財務部、市民環境対策部、健康福祉対策部、経済文化交流対策部、農林水産対策部、建設対策部、教育対策部、議会対策部、給水対策部、地区対策部、支所対策部、消防対策部

各部の部長は、各市対策本部員をもって充て、各部の分掌事務は、その属する課かいの所掌事務に係る国民保護措置に係る事務とする。各部は、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する。また、対策本部には、各部班から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

なお、各部の行う主な事務は別表1のとおりとする。ただし、警報の内容の伝達、避難住民の誘導、救援、武力攻撃災害への対処、復旧等の事態の推移に伴い、段階ごとに各部で応援体制をとり、柔軟に事態に対応できる体制とする。

- ⑥ 市対策本部に本部室を置き、本部室長は、危機管理監をもって充て、本部室を統括する。本部室次長は、危機管理課長及び防災対策監をもって充て、本部室長を補佐する。

本部室は、主として次に掲げる事務を処理する。

ア 国民保護措置の総合調整に関する事項

イ 国民保護に関する国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項

ウ 国民保護に関する情報の収集、分析及び伝達に関する事項

エ 警報の伝達、避難住民の誘導等に関する事項

本部室に班を置き、各班の行う事務については、別表2のとおりとする。

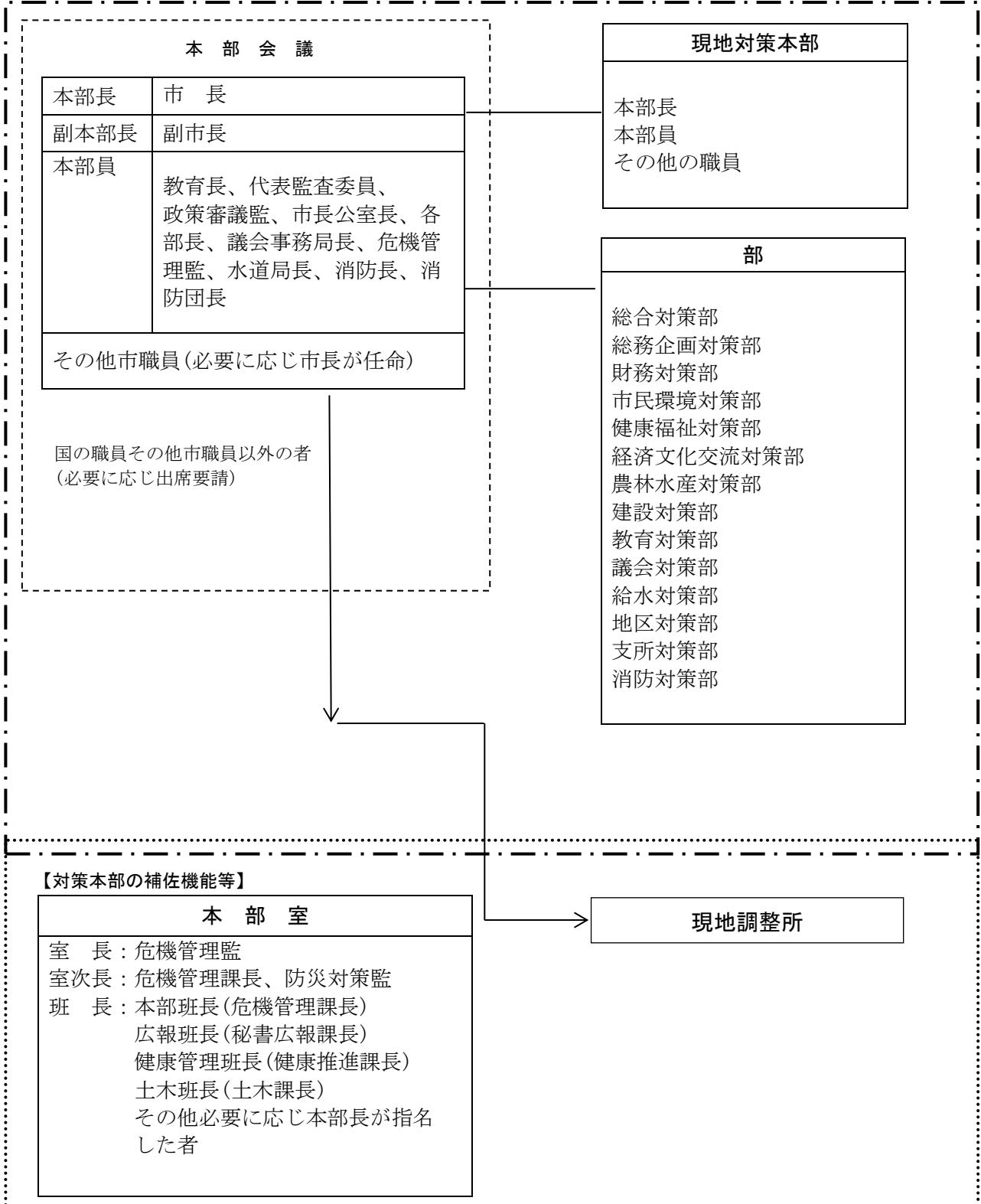
- ⑦ 市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との

連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、八代市国民保護現地対策本部(以下「市現地対策本部」という。)を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

⑧ 市対策本部の組織図は、以下のとおりとする。

【対策本部の組織】



注1) 本部長の代理者は、地方自治法第152条第1項、八代市長職務代理者規則及び八代市副市長の事務分担等に関する規則で定める順序によるものとする。

注2) 消防長にあつては、状況により代行の者が出席するものとする。

注3) 消防本部は、必要に応じて本部室に要員を派遣し、市との連絡調整に当たらせるものとする。

別表 1

各部における主な事務

部名	班 名	分掌事務
総合対策部	秘書班 (秘書広報課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の災害視察に関する事。 2 災害調査団に関する事。 3 災害見舞者の応接に関する事。 4 避難所運営に関する事。
	広報班 (秘書広報課) (人事課) (国際課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る広報に関する事。 2 写真等による情報の記録及び収集に関する事。 3 報道機関との連絡及び災害状況広報に関する事。 4 有線放送の運用に関する事。 5 避難所運営に関する事。
	人事班 (人事課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び解除に関する事。(他班への応援を含む) 2 県及び指定行政機関等に対する職員の派遣要請及び斡旋依頼に関する事。 3 災害対策従事職員(他機関からの応援者を含む)の給与その他に関する事。 4 避難所運営に関する事。
総務企画対策部	本部班 (危機管理課) (企画政策課) (デジタル推進課) (文書統計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の総合調整に関する事。 2 国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事。 3 市対策本部の設置及び運営に関する事。 4 各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 5 被災情報の収集、取りまとめ及び報告等に関する事。 6 他の市町村に対する応援の要求及び事務委託に関する事。 7 県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入に関する事。 8 知事、指定行政機関の長等への措置要請に関する事。 9 自衛隊への国民保護等派遣要請に関する事。 10 避難実施要領の策定に関する事。 11 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事。 12 避難の指示及び市が行う避難誘導に関する事。 13 退避の指示に関する事。 14 警戒区域の設定に関する事。 15 災害応急対策資材及び物資の調達に関する事。 16 生活関連施設等の安全確保に関する事。 17 危険物質等(危険物、火薬類、高圧ガス)の武力攻撃災害の発生の防止に関する事。 18 石油コンビナートに係る武力攻撃災害の発生防止に関する事。 19 消防活動に関する事。 20 防災行政情報通信システムの運営管理に関する事。 21 非常通信に関する事。 22 避難住民等に収容施設を供与するための土地等の使用に関する事。 23 武力攻撃災害への対処のための応急公用負担に関する事。 24 避難住民の誘導及び復帰に必要な援助についての協力要請に関する事。 25 救援に必要な援助についての協力要請に関する事。 26 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助についての協力要請に関する事。 27 自主防災組織等に関する事。 28 特殊標章の交付及び使用許可に関する事。 29 遺体の捜索に関する事。 30 安否情報のとりまとめに関する事。 31 安否情報の収集及び入力に関する事。

部名	班名	分掌事務
		32 安否情報の整理及び報告に関すること。 33 安否情報の照会及び回答に関すること。 34 日本赤十字社に対する外国人の安否情報の提供に関すること。 35 他班に属さない事項及び本部長の指示する事項に関すること。
財務対策部	財政班 (財政課) (財産経営課) (契約検査課)	1 国民保護経費の取りまとめに関すること。 2 国民保護経費の予算措置に関すること。 3 庁内電話の確保並びに庁内管理に関すること。 4 普通財産の被害調査及び応急対策に関すること。 5 避難所運営に関すること。
	税務班 (市民税課) (資産税課) (納税課)	1 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること。 2 避難所運営の応援に関すること。 3 避難誘導の応援に関すること。 4 避難所運営に関すること。
市民環境対策部	市民相談班 (市民課) (市民活動政策課)	1 市政協力員との連絡調整に関すること。 2 災害発生直後の交通パトロール及び広報活動(交通関係)に関すること。 3 避難所運営に関すること。
	環境班 (環境課) (環境施設課)	1 防疫(消毒活動)の実施に関すること。 2 飲料水の検査及び飲用指導に関すること。 3 火葬施設に係る被害調査及び情報収集に関すること。 4 遺体の処理及び埋葬・火葬に関すること。 5 避難所運営に関すること。 6 し尿の処理に関すること。
	廃棄物班 (循環社会推進課) (人権政策課) (監査委員事務局)	1 がれき等の災害廃棄物の処理に関すること。 2 災害ごみの収集運搬に関すること。 3 清掃施設、し尿施設及び民間廃棄物処理施設に係る被害調査及び情報収集に関すること。 4 避難所運営に関すること。
健康福祉対策部	健康管理班 (健康推進課)	1 災害時の避難所における健康管理に関すること。 2 被災者の栄養指導に関すること。 3 食品衛生に関すること。 4 看護等を要する避難者のケアに関すること。 5 保健支援部隊の編成並びに派遣に関すること。 6 避難所運営に関すること。
	福祉支援班 (障がい者支援課) (高齢者支援課) (介護保険課) (こども未来課) (生活援護課)	1 高齢者福祉施設、障害者施設及び児童保育施設の被害調査に関すること。 2 義援金品の受付、配分等に関すること。 3 被害者生活再建支援制度に関すること。 4 災害派遣等従事車両に関すること。 5 避難所運営に関すること。
	医療救護班 (健康福祉政策課) (国保ねんきん課)	1 医療救護活動に関すること。 2 医薬品・医療器具及び衛生材料の調達並びに供給に関すること。 3 救護所の設置及び運営に関すること。 4 医療救護部隊の編成並びに派遣に関すること。 5 八代市・郡医師会、八代薬剤師会、八代歯科医師会との連絡調整に関すること。 6 県、保健所等との連携調整に関すること。 7 避難所運営に関すること。

部名	班名	分掌事務
経済文化交流対策部	商工観光班 (商工・港湾振興課) (観光・クルーズ振興課) (イベント推進課) (文化振興課) (スポーツ振興課)	1 商工業に係る被害調査及び収集に関すること。 2 関係避難施設の開設及び管理に関すること。 3 生活必需品の調達及び配給に関すること。 4 被害中小企業者に対する融資の斡旋に関すること。 5 観光施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 6 被災者の就労状況の把握及び雇用の確保に関すること。 7 避難住民輸送のための八代港の使用に関すること。 8 社会体育施設等の被害調査及び情報収集に関すること。 9 社会体育施設等の復旧に関すること。 10 文化財の被害調査に関すること。 11 避難誘導の応援に関すること。 12 避難所運営に関すること。
農林水産対策部	農政班 (農業振興課) (農林水産政策課) (農地整備課) (地籍調査課) (農業委員会事務局) (フードバレー推進課)	1 農畜産物に係る被害調査及び収集に関すること。 2 農畜産物に対する技術応急措置に関すること。 3 被災地の病害虫の防除に関すること。 4 被災農家に対する融資の斡旋に関すること。 5 農道及び農業用施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 6 農道及び農業用施設に係る被害の調査及び収集に関すること。 7 避難誘導の応援に関すること。 8 避難所運営に関すること。
	水産林務班 (水産林務課)	1 林道、林地、治山施設等の災害応急対策に関すること。 2 市有林の災害予防及び災害応急対策に関すること。 3 林業に係る被害調査及び収集に関すること。 4 被災林家に対する融資の斡旋に関すること。 5 漁港施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 6 災害時使用舟艇(救命用のものを除く)の調達及び供給に関すること。 7 水産業に係る被害調査及び収集に関すること。 8 ダムの放水量の情報伝達に関すること。 9 被災水産業者に対する融資の斡旋に関すること。 10 避難住民輸送のための漁港の使用に関すること。 11 避難所運営に関すること。
建設対策部	土木班 (土木課)	1 土木施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 2 日奈久港及び鏡港の保全及び水防に関すること。 3 海岸堤防、河川堤防の保全及び水防に関すること。 4 土木関係に係る被害調査及び情報収集に関すること。 5 道路、橋梁上の危険標識の設置及び通行止め並びに障害物の排除に関すること。 6 土木建設用機械等の調達及び運用に関すること。 7 避難住民輸送のための港湾(日奈久港、鏡港)の使用に関すること。 8 避難所運営に関すること。
	住宅班 (住宅課)	1 応急仮設住宅建設等に関すること。 2 市営住宅の応急対策及び一時使用に関すること。 3 避難所運営に関すること。
	営繕班 (営繕課)	1 応急仮設住宅建設に関すること。 2 被災住宅の応急修理に関すること。 3 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4 避難所運営に関すること。

部名	班名	分掌事務
	建築指導班 (建築指導課) (建設政策課)	1 被害建築物の状況調査及び情報収集に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。 3 避難所運営に関すること。
	都市整備班 (都市整備課) (用地課)	1 関係避難施設の開設及び管理に関すること。 2 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関すること。 3 避難誘導の応援に関すること。 4 土地区画整理事業施行地区内における管理地の被害調査及び情報収集に関すること。 5 同管理地における危険標識の設置、通行止め及び障害物の除去に関すること。 6 避難所運営に関すること。
	下水道班 (下水道総務課) (下水道建設課)	1 水処理センター、中央雨水ポンプ場及びその他のポンプ場の運転に関すること。 2 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 農業集落排水施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4 市町村設置型浄化槽の被害状況調査及び応急対策に関すること。 5 避難所運営に関すること。
教育対策部	教育総務班 (教育政策課) (教育施設課)	1 学校施設の被害調査及び情報収集に関すること。 2 市立学校等の施設復旧に関すること。 3 関係避難施設の開設及び管理に関すること。 4 応急教育施設の確保に関すること。 5 給食施設・供給体制等の被害状況の把握に関すること。 6 避難所運営に関すること。
	学校教育班 (学校教育課) (教育サポートセンター)	1 児童、生徒及び園児等の応急教育対策に関すること。 2 教材・学用品の調達・支給に関すること。 3 児童、生徒及び園児等の安全避難対策に関すること。 4 児童、生徒及び園児等の保健衛生に関すること。 5 避難所(学校教育施設に限る)の施設に関する要請及び学校への国民保護関連情報の連絡に関すること。 6 避難所運営に関すること。
	生涯学習施設班 (生涯学習課) (博物館)	1 社会教育施設等の被害調査及び情報収集に関すること。 2 社会教育団体等との連絡調整に関すること。 3 社会教育施設等の復旧に関すること。 4 所管避難所の開設及び運営に関すること。 5 避難所運営に関すること。
議会対策部	議会班 (議会事務局)	1 議会への被害状況報告に関すること。 2 議会の災害視察に関すること。 3 災害見舞者の応接に関すること。 4 災害調査団に関すること。 5 避難所運営に関すること。
給水対策部	給水班 (水道局) (会計課) (選挙管理委員会事務局)	1 被災時の飲料水の確保及び供給に関すること。 2 給水施設の保全及び応急修理に関すること。 3 被災地における送配水管の維持管理に関すること。 4 被災地域における緊急給水活動に関すること。 5 上水道施設の被害調査及び応急対策状況のとりまとめに関すること。 6 避難所運営に関すること。

部名	班名	分掌事務
地区対策部	本庁現地班 代陽班 八代班 太田郷班 萩原班 植柳班 麦島班 松高班 大島班 八千把班 高田班 金剛班 郡築班 宮地班 日奈久班 昭和班 二見班 龍峯班	1 情報収集及び報告並びに本部との連絡に関する事。 2 警報の内容の伝達及び住民の避難誘導に関する事。 3 関係避難施設の開設及び管理に関する事。 4 安否情報の収集及び入力に関する事。
	支所現地班 坂本班 千丁班 鏡班 東陽班 泉班	1 関係避難施設の開設及び管理に関する事。 2 安否情報の収集及び入力に関する事。
支所対策部	支所班 坂本支所 千丁支所 鏡支所 東陽支所 泉支所 (地域振興課) (産業建設課)	1 情報収集及び報告並びに本部との連絡に関する事。 2 警報の内容の伝達及び住民の避難誘導に関する事。 3 支所管内の避難所の開設及び運営に関する事。 4 自主防災組織及び市政協力員との連絡調整に関する事。 5 その他各対策部各班との連携に関する事。

八代市消防団における主な事務

部名	班名	分掌事務
消防対策部	消防救出班 (消防団)	1 消防団の動員及び配置に関する事。 2 住民の被災状況の把握に関する事。 3 警報の内容の伝達及び住民の避難誘導に関する事。 4 初期消火活動及び救助活動に関する事。 5 その他各対策部及び消防本部との連携による災害応急活動に関する事。

別表 2

本部室における各班の事務

班 名	機 能
本部班 (危機管理課) (企画政策課) (デジタル推進課)	1 国民保護措置の総合調整に関する事。 2 国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事。 3 関係機関への連絡員の派遣に関する事。 4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事。 5 市対策本部の設置及び運営に関する事。 6 情報の収集及び分析に関する事。 7 警報の内容の伝達に関する事。 8 避難の指示の伝達及び市が行う避難誘導に関する事。 9 退避の指示に関する事。 10 警戒区域の設定に関する事。 11 被災情報の収集に関する事。 12 避難及び救援状況の把握に関する事。 13 災害への対応状況の把握に関する事。 14 安否情報の収集、整理及び提供に関する事。 15 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。 16 通信回線や通信機器の確保に関する事。 17 各部に対する市対策本部長の指示事項の伝達に関する事。 18 その他市対策本部長の指示する事。
広報班 (秘書広報課)	1 国民保護に係る広報に関する事。 2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事。
医療救護班 (健康福祉政策課) (国保ねんきん課)	1 救護の活動状況の把握に関する事。
土木班 (土木課)	1 道路状況の把握に関する事。 2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者(秘書広報課)」を設置する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、防災行政情報通信システム、八代地域イントラネット、ケーブルテレビ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

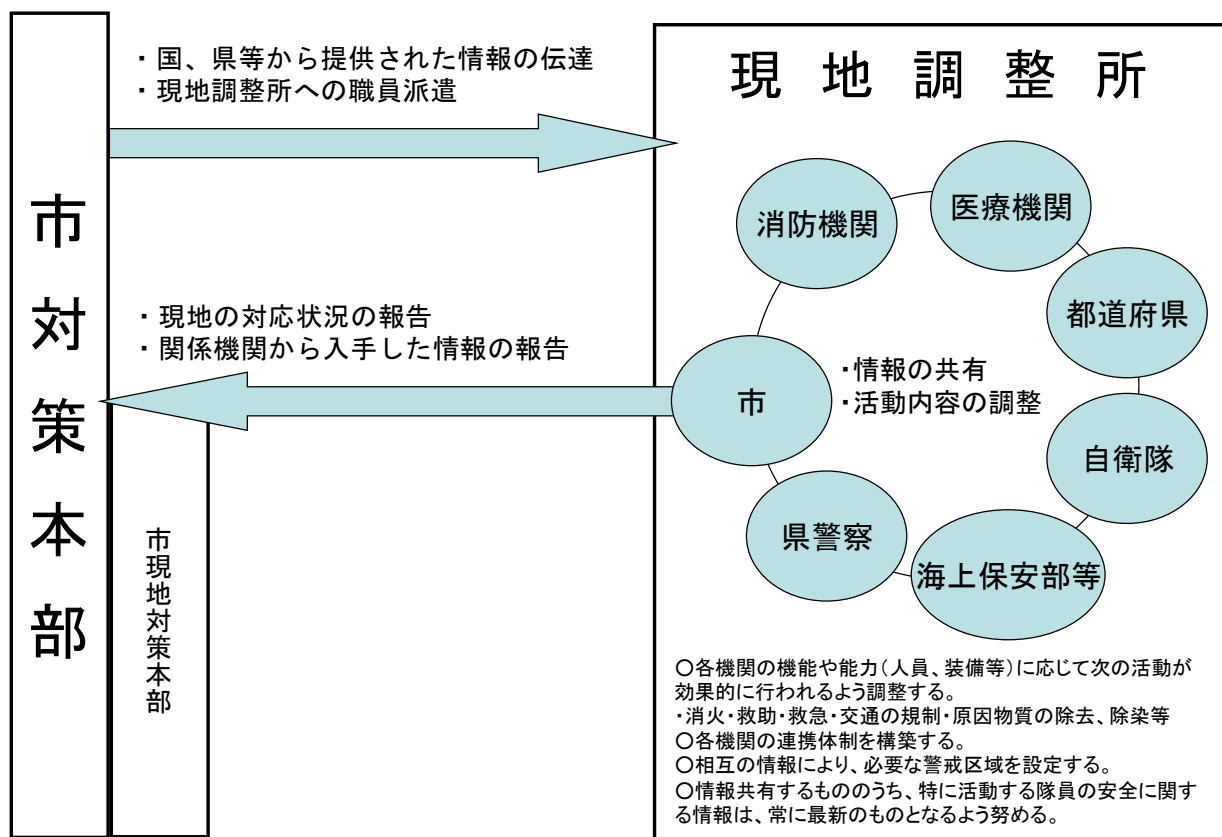
③ 留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(具体的には、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所について、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政情報通信システム、インターネット、八代地域イントラネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の武力攻撃事態等対策本部及び県の対策本部との連携

(1) 国の武力攻撃事態等対策本部及び県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ、国の武力攻撃事態等対策本部(以下「対策本部」という。)と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国の武力攻撃事態等現地対策本部及び県の現地対策本部との連携

- ① 市は、国の武力攻撃事態等現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。
- ② 国の武力攻撃事態等現地対策本部長が必要に応じ武力攻撃事態等対策協議会を開催するときは、市対策本部長又は市対策本部長が指名する対策本部員が参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて熊本地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては、西部方面総監、海上自衛隊にあつては佐世保地方総監、航空自衛隊にあつては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や市政協力員等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。
また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

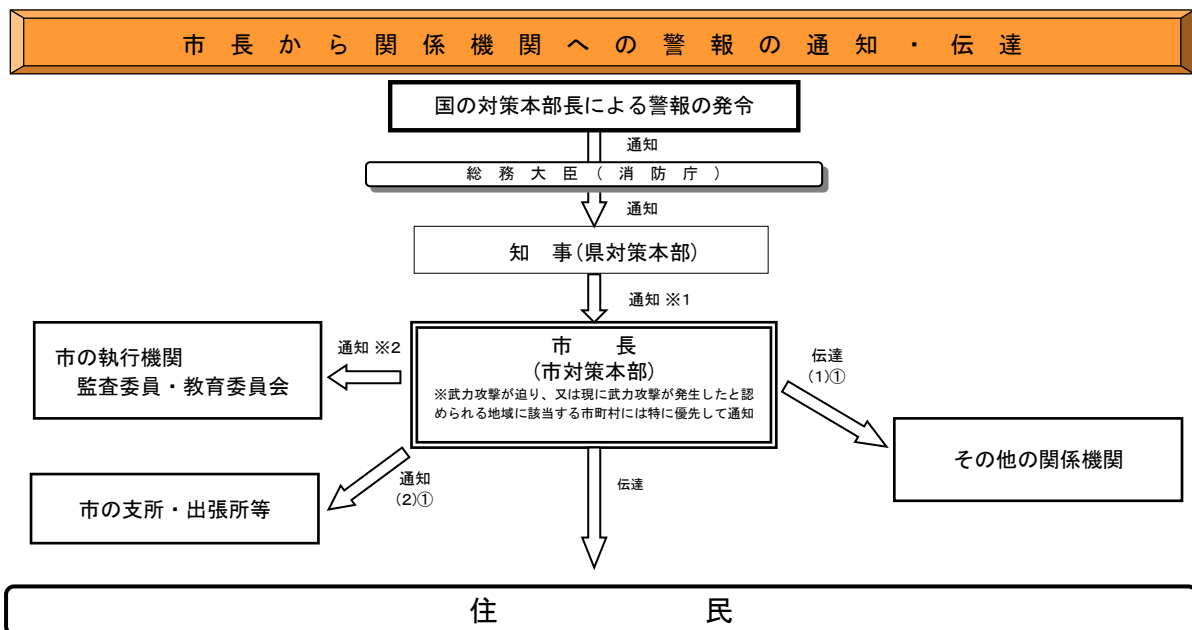
なお、警報の内容の伝達に当たっては、現在保有するあらゆる伝達方法(防災行政情報通信システム、エフエムやつしろ、CATV、地域イントラネット、インターネット、広報車、自治会・自主防災組織・消防団を通じての伝達等)を活用する。

(2) 警報の内容の通知

① 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

② 市長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



※1 市長は、ホームページ(<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>)に警報の内容を掲載

※2 警報の伝達に当たっては、防災行政情報通信システムのほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(E m - n e t)、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)で連携している市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、防災行政情報通信システム等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政情報通信システムやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知に努める。
なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政情報通信システムによる伝達以外の効果的な方法も活用する。
- ※ 全国瞬時警報システム(J - A L E R T)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(E m - n e t)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。
- (2) 市長は、市職員及び消防団長を指揮するとともに、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。
また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

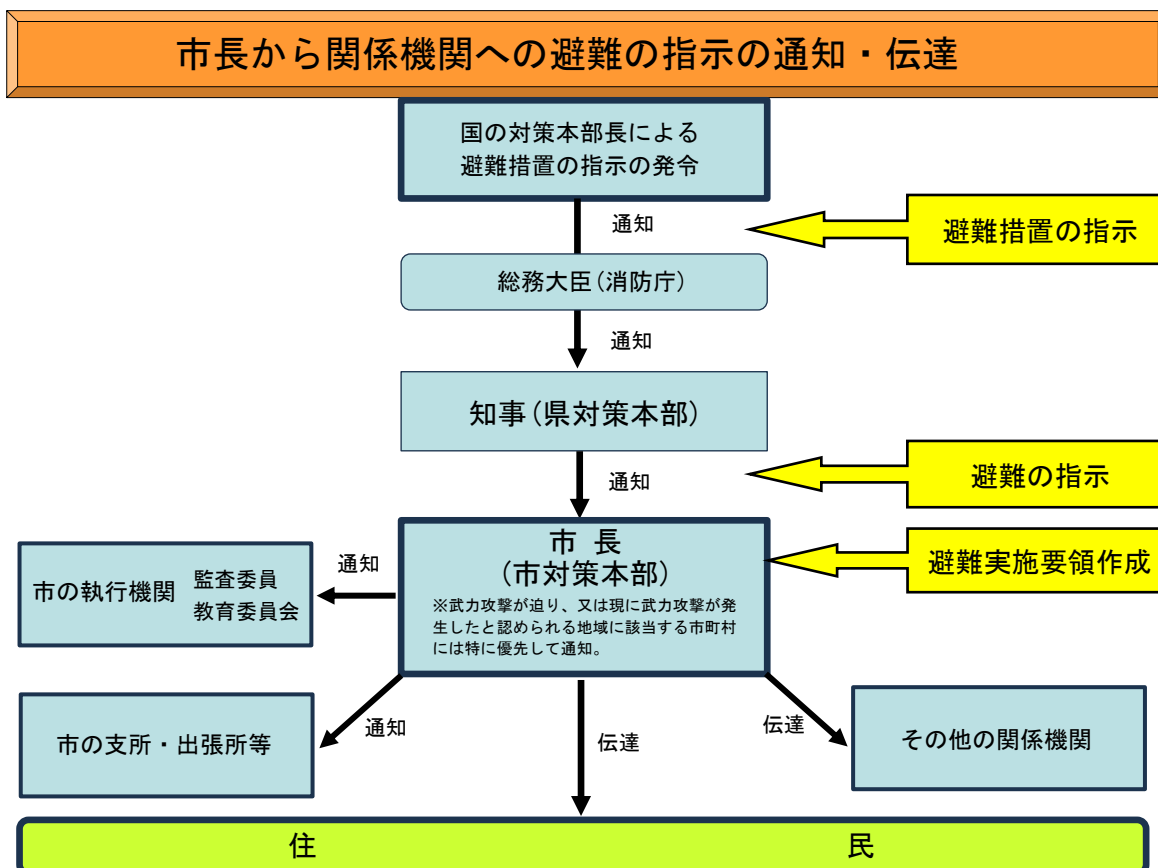
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、県国民保護計画に記載された市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本であるが、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もある。

○ 避難実施要領に定める事項(法定事項)

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 県国民保護計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時間：〇月〇日15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市B1高校体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53 担当○田×夫)

(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

⑥ 要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)

⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

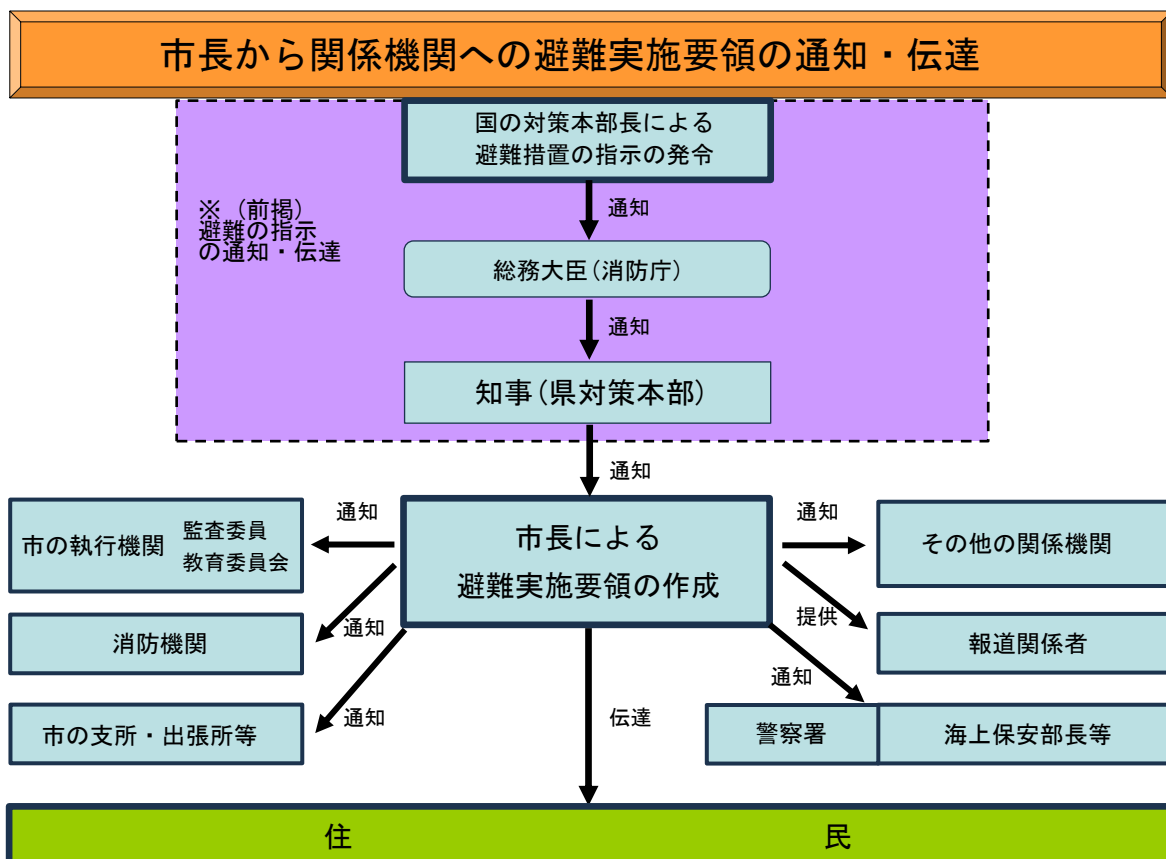
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるように、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、また、八代広域行政事務組合(以下「八代広域」という。)の管理者と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消防本部又は消防署と連携して消火活動及び救助・救急活動を行うが、避難住民の誘導に当たっては、特に自主防災組織、自治会等とも連携して行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

※八代広域は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされており、この場合、市長は、当該八代広域の管理者に対し、当該八代広域の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該八代広域やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や市政協力員等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。道路途絶等により山間部に孤立地区が発生し、当該地区の住民の避難が長時間遅延する場合は、食品、飲料水等をヘリコプターにより輸送するよう関係機関に要請する。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、「福祉支援班」を設置し、避難支援等関係者、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、避難行動要支援者については「八代市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に沿って対応を行う。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

※NBC攻撃の場合の留意事項

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難の指示を行うものとされている。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行い、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、市長へ避難の指示を行うものとされている。

(15) 山間部の住民の避難への対処

山間部においては、避難経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要することや、積雪時には、道路の状況を確認する必要があることなどが想定される。

市は、避難経路の確保に当たっては、県、関係市町村、県警察、消防機関等と連携して、利用できるすべての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合には、関係機関と協力して速やかに修復するよう努める。

さらに、避難の実施に当たっては、県警察と協議の上、自家用車を含む輸送手段を活用するなど、山間地域の特性に配慮し、速やかに避難誘導を図るものとする。

(16) 類型毎の留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

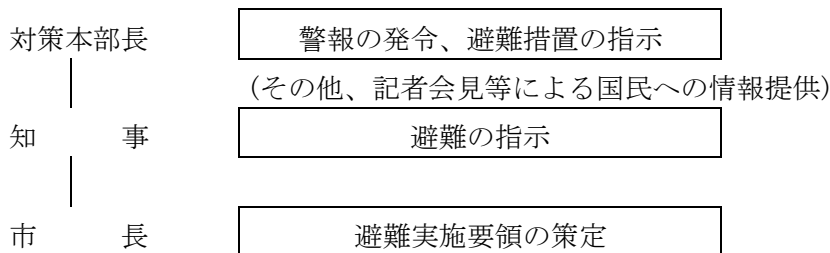
① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

○ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射さ

れた場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

○ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

市は、県から委任を受けた場合は、避難先地域において、避難住民の救援を実施する必要があるため、その内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。
また、救援の実施、救援の補助に当たっては、県と密接に連携する。

○ 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援の実施に際しての留意点

救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、コミュニティセンター等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握)
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ・ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

- ③ 医療の提供及び助産
 - ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
 - ・ 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
 - ・ 医療救護班の派遣要請及び活動に関する情報の収集
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
 - ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ④ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
 - ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- ⑤ 埋葬及び火葬
 - ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)
 - ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例)
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
 - ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・ 聴覚障がい者等への対応
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
 - ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ⑧ 学用品の給与
 - ・ 児童生徒の被災状況の収集
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保

⑨ 遺体の捜索及び処理

- ・ 遺体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携
- ・ 被災情報、安否情報の確認
- ・ 遺体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 遺体の処理方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存(原則既存の建物)及び検案等の措置)
- ・ 遺体の一時保管場所の確保

⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

(3) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

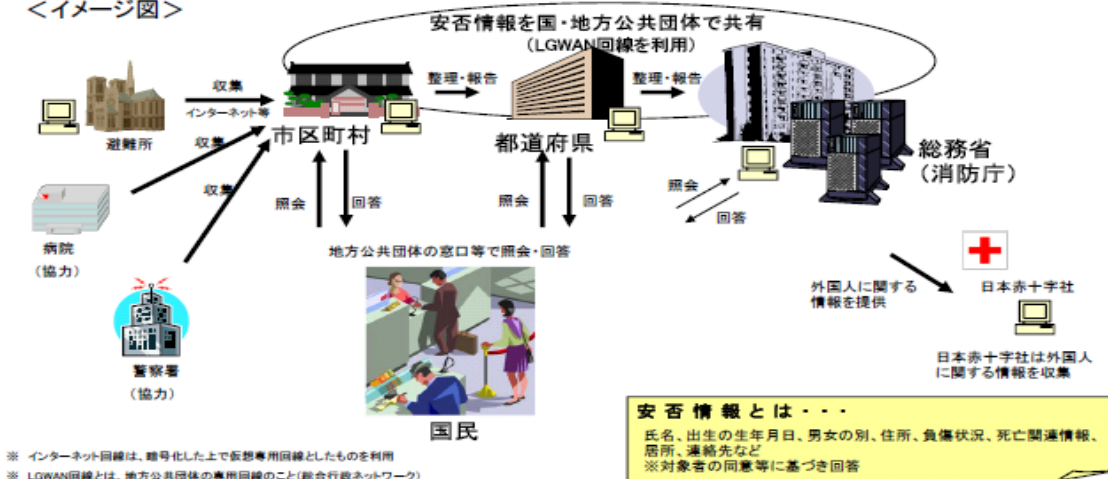
市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

なお、市は、国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務(以下「安否情報事務」という。)を効率的に行うため、原則として、消防庁の武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用する。また、その利用に当たっては「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(平成30年10月1日消防庁国民保護運用室)」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答

<イメージ図>



システムを図示すれば、以下のとおりである。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号(P119に掲載)及び様式第2号(P120に掲載)による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、国民保護法第94条第1項の規定に基づく県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより行い、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号(P122 に掲載)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号(P123 に掲載)により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号(P123 に掲載)により回答する。

- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

○ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

○ 退避の指示(一例)

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

○ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政情報通信システム、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事及び関係機関に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると思われる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長又は八代広域の管理者は、市内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長若しくは八代広域の管理者若しくは長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、熊本県消防広域応援基本計画に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長又は八代広域の管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長又は八代広域の管理者は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 消防等に関する指示

① 知事からの指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができることとされている。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずることとされている。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処することができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行うこととされている。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長等に対して指示する場合

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の知事の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、②の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することとされている。

注) 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。

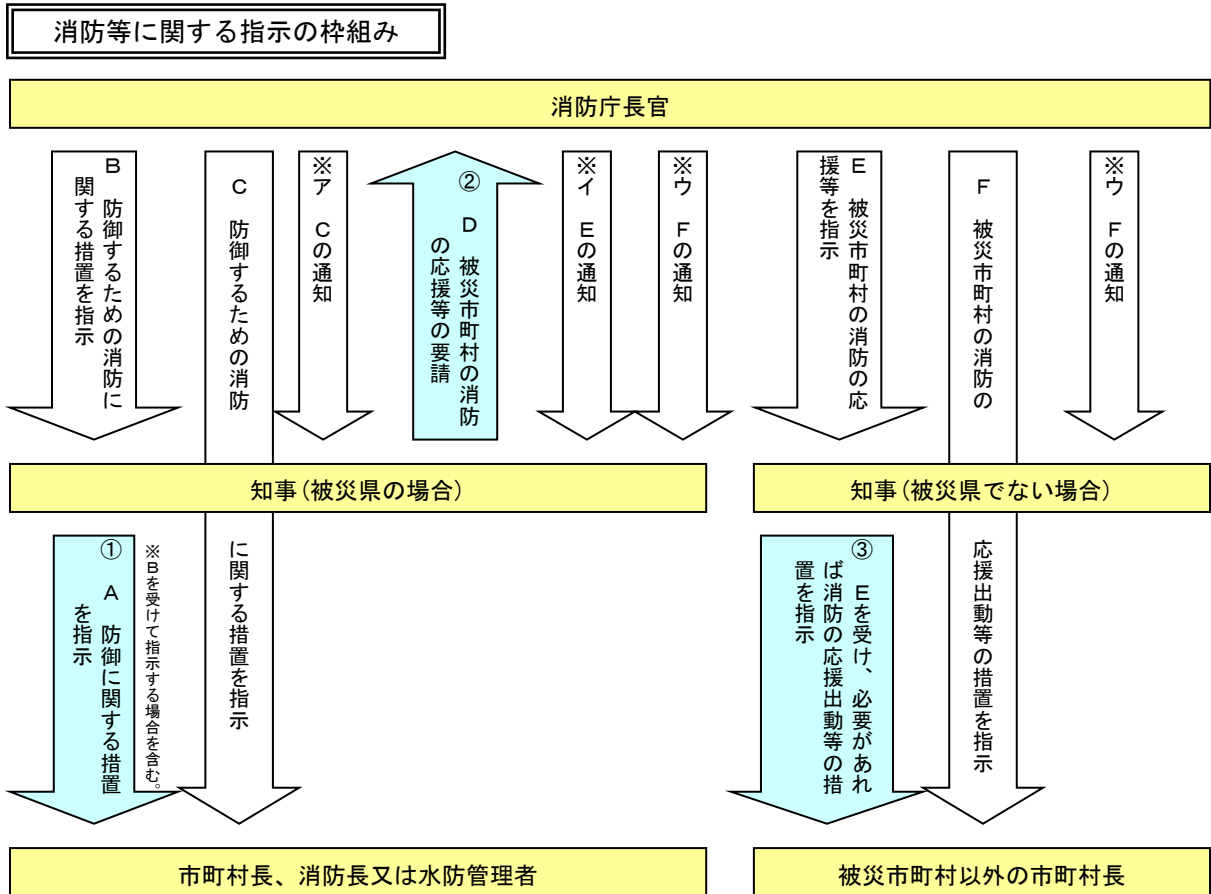
ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知

イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示した場合の被災都道府県の知事に対する通知

ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるときに、被災市町村のため、

他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきことを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府県の知事に対する通知

消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。



注) 図中の①、②、③は、それぞれP95～P96の(7)①、(7)②、(7)③に対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれP96～P97のア、イ、ウに対応している。

(8) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(9) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 被災地以外の場合であっても、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の災害への対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、市は、一部事務組合を設置して管理している施設について、他の構成市町村である氷川町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

- 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対 象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第 2 9 条)
- ② 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物(同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第 5 条第 1 項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措 置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第 1 2 条の 3、毒物劇物については、国民保護法第 1 0 3 条第 3 項第 1 号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第 1 0 3 条第 3 項第 2 号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第 1 0 3 条第 3 項第 3 号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市には、原子力発電所は所在しないが、近隣県に所在することから、武力攻撃原子力災害への対処等については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に照らし、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ② 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- ③ 市長は、知事から放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報について連絡を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関にその内容を連絡する。
- ④ 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所管する消防機関に連絡する。
- ⑤ 市長は、消防関係機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

(2) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(4) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じる。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6) 職員の安全の確保

市長及び八代広域の管理者は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、県対策本部等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性があることから、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点があることから、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、内閣府を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(5) 市長及び八代広域の管理者の権限

市長及び八代広域の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長及び八代広域の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長及び八代広域の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報について現地調整所や県からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政情報通信システムその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を第3号様式(P124に掲載)により報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等になり患うことを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての情報提供を住民に対して実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「八代市災害廃棄物処理計画」（令和4年11月改定）を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 市民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書等の給与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、八代生活環境事務組合と連携を図り、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

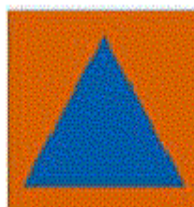
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(身分証明書のひな型)



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

	この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余地 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name:		
生年月日/Date of birth:		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue: 証明書番号/No. of card: 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期限の満了日/Date of expiry:		

裏面

身長/Height:	眼の色/Eyes:	髪の色/Hair:
その他の特徴又は印類/Other distinguishing marks or information:		
色覚異常/Color vision:		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印類/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる(「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)

① 市長

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対応事態への対応

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃 事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲 を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態 等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

八代市国民保護計画

資料編

1 様式

様式番号	様式名
様式1 (P120)	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第1条関係様式第1号
様式2 (P121)	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第1条関係様式第2号
様式3 (P122)	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第2条関係様式第3号
様式4 (P123)	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条関係様式第4号
様式5 (P124)	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第4条関係様式第5号
様式6 (P125)	火災・災害即報要領第3号様式(救急・救助事故等)

様式 1

様式第 1 号(第 1 条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国 籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式 2

様式第 2 号(第 1 条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 9 4 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 9 5 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式 4

様式第 4 号(第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
		申 請 者 住所(居所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
必 要 な 事 項 被 照 会 者 を 特 定 す る た め に	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を特定するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式 5

様式第 5 号(第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
	その他個人を特定するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式 6

第 3 号様式(救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	熊本県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 月 日 時 分	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 重 傷 人(人) 中等傷 人(人) 軽 傷 人(人)		
	計 人			
	不明 人			
救助活動の要否				
要救助者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

八代市国民保護計画用語集

あ	
安定ヨウ素剤	放射線障害予防剤の一種。核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人体に入ると甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなるため、放射性ヨウ素が甲状腺に入り込む前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで甲状腺に安定ヨウ素が集まり、放射性ヨウ素を取り込む量を少なくすることができる。
L GWAN	「Local Government Wide Area Network」の略。総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークで、国の府省内ネットワークとも接続している。
NBC攻撃	「Nuclear weapons」(核兵器)、「Biological weapons」(生物兵器)、「Chemical weapons」(化学兵器)を使用した攻撃

か	
海上保安部等	海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署(これらの基地がない場合には、管区海上保安本部)の事務所の長
危険物質等	武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質(生物を含む)で、政令で定めるもの
放射能爆弾(ダーティ・ボム)	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
基本指針(国民の保護に関する基本指針)	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定めた基本的な指針。指定行政機関、都道府県及び市町村が定める国民保護計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置。警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態等に準じて実施
緊急通報(武力攻撃災害緊急通報)	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公私の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令する。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
国の対策本部(武力攻撃事態等対策本部)	対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に内閣総理大臣を長として設置する。
国の対策本部長(武力攻撃事態等対策本部長)	国の武力攻撃事態等対策本部の長。内閣総理大臣をもって充てる。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
警察署長等	警察署長、海上保安部長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
国際人道法	武力紛争の状態において最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。「戦闘で傷ついた兵士や捕虜、又、戦闘に参加しない文民の保護」、「戦闘においては敵に不必要に苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設を区分し、攻撃を軍事目標に限定する。」といった基本的な考え方の上に成り立つ。国際人道法で中心的なものが1949年のジュネーヴ諸条約と2つの追加議定書
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指

	定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。
国民保護措置	国民の保護のための措置。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等
国民保護等派遣	自衛隊の国民保護派遣及び緊急対処保護派遣
国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)	武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定める。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについても規定。平成16年6月成立

さ	
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らの町は自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的とした組織
市国民保護協議会(八代市国民保護協議会)	市における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会
市国民保護計画(八代市国民保護計画)	県が作成する国民保護計画に基づいて、市が作成する国民の保護に関する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、警報の伝達、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される市国民保護協議会に諮問するとともに、県知事に協議する。
市緊急処理事態対策本部(八代市緊急処理事態対策本部)	緊急処理事態において、国から市緊急事態対策本部を設置すべき通知を受け設置。市内における緊急対処保護措置を総合的に推進
市対策本部(八代市国民保護対策本部)	武力攻撃事態等において、国から市国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置。市内における国民保護措置を総合的に推進。 ※ 緊急処理事態の場合は八代市緊急処理事態対策本部となる。→市緊急処理事態対策本部を参照
市対策本部長(八代市国民保護対策本部長)	八代市国民保護対策本部の本部長。市長をもって充てる。 ※ 緊急処理事態の場合は八代市緊急処理事態対策本部長となる。
市連絡本部(八代市緊急事態連絡本部)	国から武力攻撃事態等又は緊急処理事態に係る警報が発令された場合や市内において突発的に武力攻撃等又は緊急処理事態と思われる事案が発生した場合等の初期段階において、情報の収集・伝達等の初動措置を実施
市連絡本部長(八代市緊急事態連絡本部長)	八代市緊急事態連絡本部の本部長。市長をもって充てる。
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定。(指定公共機関数162機関)
指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安部、地方環境事務所、地方防衛局
指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する(熊本県においては18法人を指定)。
収容施設	避難等により本来の住居に起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならないコミュニティセンターや体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設

消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。施行令で定める。
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務

た	
対処基本方針(武力攻撃事態等対処基本方針)	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。※緊急対処事態においては緊急対処事態対処基本方針
退避	目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む)に逃れること。
特定公共施設等	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設等利用法)で定義する港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波
特定物資	救援に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱うもの
トリアージ	災害発生時に、負傷の種類や程度によって治療の優先順位を決め医療措置を行うこと。

は	
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難経路となる地域を含む。)
避難施設	避難住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。知事があらかじめ指定
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める要領
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型を想定
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力発電所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態
武力攻撃事態対処法(武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)	武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定める。平成15年6月成立
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。なお、武力攻撃事態対処法において武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義

や	
要避難地域	住民の避難が必要な地域

ら	
利用指針	武力攻撃事態等における公共施設等(港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波)の利用について、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施が競合する場合に、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、武力攻撃事態等対策本部長が定める調整のための指針

関係機関連絡先

団体名	郵便番号	住所	電話番号
九州地方整備局八代河川国道事務所	866-0831	八代市萩原町1丁目708-2	0965-32-4135
九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所 八代港事務所	866-0033	八代市港町139	0965-37-0211
八代海上保安署	866-0033	八代市港町139	0965-37-1477
熊本労働局八代労働基準監督署	866-0852	八代市大手町2丁目3-11	0965-32-3151
陸上自衛隊第8師団司令部	860-8529	熊本市北区八景水谷2丁目17-1	096-343-3141
熊本県南広域本部	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3111
熊本県八代警察署	866-0863	八代市西松江城町11-40	0965-33-0110
八代広域行政事務組合消防本部	866-0895	八代市大村町970	0965-32-6181
日本郵便株式会社八代郵便局	866-8799	八代市本町2丁目3-34	0965-32-2851
九州旅客鉄道株式会社八代駅	866-0831	八代市萩原町1丁目1-1	0965-32-4472
西日本電信電話株式会社熊本支店	862-0976	熊本市中央区九品寺1-2-11 NTT新九品寺ビル	096-272-9215
日本赤十字社熊本県支部	860-0939	熊本市長嶺南2-2-1	0965-34-8692
九州電力株式会社八代営業所	866-0864	八代市塩屋町4-38	0965-32-8710
西日本高速道路株式会社九州支社 熊本高速道路事務所	869-4616	八代市川田町西691	0965-39-0711
肥薩おれんじ鉄道株式会社	866-0831	八代市萩原町1丁目1-1	0965-32-5678
産交バス株式会社八代営業所	866-0016	八代市新地町9-3	0965-32-5145
日本通運株式会社八代支店	866-0034	八代市新港町2丁目4-1	0965-37-3700
九州ガス株式会社八代支店	866-0883	八代市松江町376	0965-33-2386
一般社団法人八代市医師会	866-0074	八代市平山新町4453-2	0965-34-8850
一般社団法人八代郡医師会	869-4202	八代市鏡町内田521	0965-52-2233
公益社団法人熊本県看護協会八代支部	866-0826	八代市竹原町1670 (熊本労災病院内)	0965-33-4151
社会福祉法人八代市社会福祉協議会	866-0861	八代市本町一丁目9番14号	095-62-8228
株式会社エフエムやつしろ	866-0862	八代市松江城町1-25	0965-43-7651
テレビやつしろ株式会社	866-0833	八代市夕葉町3-7	0965-30-7171
八代地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	866-0035	八代市大島町5071-2	0965-37-2544
社団法人熊本県建設業協会八代支部	866-0854	八代市新町7-3	0965-35-3743
八代商工会議所	866-0862	八代市松江城町6-6	0965-32-6191



八代市国民保護計画

令和 5 年 5 月

編集・発行 八代市総務企画部危機管理課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25
TEL 0965-33-4112
FAX 0965-35-2009
mail kikikanri@city.yatsushiro.lg.jp